最新世界史図説

別冊史料もくじ 一世界史史料 93

| 9 | 3 | 選 |
|---|----|----|
| ۲ | ٧, | 12 |

| 1 | 死者の書 ― 第125章無辜の告白3 | 48 | 日米修好通商条約 | 12 |
|----------|----------------------------|-----------|-----------------------------|----|
| 2 | ハンムラビ法典3 | 49 | 久米邦武編『米欧回覧実記』 | 13 |
| 3 | アテネの民主政 — ペリクレスの演説3 | 50 | 民撰議院設立建白書 | 13 |
| 4 | 平民の没落 — プルターク英雄伝3 | 51 | 植木枝盛著『東洋大日本国国憲按』 | 13 |
| 5 | ミラノ勅令3 | 52 | 大日本帝国憲法 | 13 |
| 6 | アショーカ王碑文4 | 53 | 福沢諭吉著『学問のすゝめ』 | 14 |
| 7 | 焚書・坑儒4 | 54 | 変法運動(1)康有為による賛成の意見 | 14 |
| 8 | 九品官人法(九品中正)4 | 65 | 変法運動(2)葉徳輝による反対の意見 | 14 |
| 9 | 両税法4 | 56 | 内村鑑三の非戦論 | 14 |
| 10 | 法顕著『仏国記』4 | 57 | ポーツマス条約 | 14 |
| 1 | 杜甫著『戦車のうた(兵馬行)』 5 | 58 | 横山源之助著『日本之下層社会』 | 15 |
| 12 | 澶淵の盟 | 59 | 韓国併合条約 | 15 |
| 13 | 科挙5 | 60 | 三民主義 — 「民報」発刊の言葉 | 15 |
| 1 | マルコ=ポーロ『世界の記述(東方見聞録)』 5 | 61 | 孫文「大アジア主義」 | 15 |
| B | コルドバの繁栄6 | 62 | 帝国主義 ― セシル=ローズの言葉 | 15 |
| 13 | インノケンティウス3世のラテラン会議での演説6 | 63 | レーニン「四月テーゼ」 | 16 |
| 1 | イブン=バットゥータの見たキルワ王国 | 64 | ヴェルサイユ条約 | 16 |
| 13 | ウルバヌス 2 世の十字軍演説 | 65 | ヴァイマル憲法 | 16 |
| 19 | 辮髪令6 | 66 | 「十四か条」の平和原則 | 16 |
| 20 | 「クルアーン(コーラン)」7 | 67 | 三•一独立運動 | 17 |
| 21 | 「ルバイヤート」(4行詩)7 | 68 | 移民法(1924年) | 17 |
| 22 | ゲルマン人の社会と生活7 | 69 | 普通選挙法 | 17 |
| 23 | ジョン=ボールの説教7 | 70 | 『青踏』発刊に際して | 17 |
| 24 | 東西両教会の記録(1054年)7 | 7 | ヒトラー著『わが闘争』 | 17 |
| 25 | 大憲章(マグナ=カルタ)8 | 72 | リットン報告書 | 18 |
| 26 | スペインの植民地支配の実態8 | 73 | 八•一宣言 | 18 |
| 27 | マキァヴェリ著『君主論』8 | 74 | ヒトラーの演説 | 18 |
| 28 | トマス=モア著『ユートピア』8 | 75 | スターリンの演説 | 18 |
| 29 | ルター著『95か条の論題』 8 | 76 | 大西洋憲章 | 19 |
| 30 | 権利の章典9 | 77 | 大東亜共栄圏(南方占領地行政実施要領) | 19 |
| 3 | ロック著『統治二論(市民政府二論)』9 | 78 | 「鉄のカーテン」演説 | 19 |
| 32 | ルソー著『社会契約論』9 | 79 | トルーマン=ドクトリン | 19 |
| 33 | ジェファソン[アメリカ独立宣言]起草文9 | 80 | 日本国憲法 | 19 |
| 34 | フランス人権宣言9 | 81 | 平和条約(1)講和と再軍備をめぐる世論 | 20 |
| 35 | ナポレオン法典 10 | 82 | 平和条約 (2)サンフランシスコ平和条約 | 20 |
| 36 | フィヒテ「ドイツ国民に告ぐ」 10 | 83 | 日米安全保障条約 | 20 |
| 37 | 産業革命時の児童の工場労働 10 | 84 | 日ソ共同宣言 | 21 |
| 38 | 『共産党宣言』 10 | 85 | 新安保条約 | 21 |
| 39 | 「人民憲章」 ――チャーティストの要求 | 86 | もはや戦後ではない | 21 |
| 40 | ビスマルク「鉄血演説」 | 87 | 平和五原則 | 21 |
| 41 | モンロー宣言(教書) | 88 | 平和十原則(バンドン精神) | 21 |
| 42 | 奴隷制(1)ストウ著『アンクル=トムの小屋』 11 | 89 | スターリン批判 | 22 |
| 43 | 奴隷制(2)奴隷解放宣言 12 | 90 | アメリカのベトナム反戦運動 | 22 |
| 44 | アヘン戦争開戦の是非(1)グラッドストンの演説 12 | 91 | キング牧師の演説 | 22 |
| 45 | アヘン戦争開戦の是非(2)パーマストンの演説 12 | 92 | ドイツの統一 | 22 |
| 46 | 南京条約 | 93 | アパルトヘイト廃止 | 22 |
| 47 | 天保の薪水給与令 | | | |

① 死者の書-第125章 無辜の告白

₽p.56

われ人に悪事を犯せしことなし。

われx たが (または、家族の者)を虐待せしことなし。 われ真理の場所(墓地、神殿)で罪を犯さず。 ……

われ神を冒涜せしことなし。

われ貧民に暴行(奴隷を虐待)せしことなし。……

われ奴隷をその長上の者に(よつて)誹らしめしことなし。

われ(何人をも)病ませ(痛い目にあわせ)しことなし。

われ(何人をも)泣かせしことなし。

われ殺害せしことなし。

われ殺害者に命令せしことなし。

われ何人にも苦痛をおこさせしことなし。

われ神殿における食料(の収入)を削減せ(騙り)しことなし。

われ神々のパンを毀損せ(竊み)しことなし。

われ祝福されしもの(=死者)のパンをとつたことなし。……

われ天秤の分銅に加えしことなし。(売人を不利にする)

われ秤の錘を弱め(?)しことなし。……

われ子供の口からミルクを奪いしことなし。

〈下中彌三郎編『西洋史料集成』平凡社〉

基礎 森羅万象のすべてに神性を認めたエジプト人は、霊魂の不滅を情報 信じ、来世においても現世と同じ生活があると考えた。「死者の書」は新王国時代以降盛行し、墳墓にミイラとともに副葬品として埋葬され、主にパピルスに神聖文字で記された。この史料は冥界の神・復活の神であるオシリスの前で、死者が魂(カー)の告白をしている有名な文書。魂の復活と来世での永遠の幸福を願う古代エジプト人の道徳観や宗教観をよく表している。

2 ハンムラビ法典

●p.55

- 1 若し人が人に罪を帰せしめて、殺人行為[の責]を確に対して投げ掛けたるも(負わしめたるも)、彼に確証せざりしときは、彼に罪を帰せしめたる者は殺さる。……
- **21** 若し人が家に闖入したるときは、彼の闖入場所の面前に於いて、[彼等]彼を殺し、然る後彼を埋む。……
- 53 若し人が、彼の原の土手を堅固にすることに対し、彼の側を(に)投げ出して(手を挟きて)、彼の土手を堅固にせず、 其の結果、彼の土手の中に裂け曽が開けられ、以つて水を して田野を浚わしめたるときは、自己の土手の中に裂け目 が開けられたる者は、喪失せしめたる穀物を賠償す。……
- 195 若し子が彼の父を擲ちたるときは、[彼等]彼の手を切り取る。
- **196** 若し人が「人の息」の眼を潰したるときは、〔彼等〕彼の眼を潰す。
- 197 若し人の骨を折りたるときは、[彼等]彼の骨を折る。
- 198 若しムシュケーヌム[®]の眼を潰し、愛いは艾ムシュケーヌムの骨を折りたるときは、銀1マヌー[®]を支払う。……
- 200 若し人が彼と同格の人の歯を落としたるときは、[彼等]彼の歯を落とす。 〈原田慶吉著『楔形文字法の研究』清水弘文堂書房〉

用語解説 ①平民 ②60シケル、1シケルは8グラム

基礎 古バビロニア王国のハンムラビ王(前18世紀頃)が制定したこの 情報 法典は、全文282条から成り、まとまった法典としては世界最 古。内容は民法・刑法・訴訟法など多岐にわたるが、形式は実定法である。「目には目を」の復讐刑法が最大の特色だが、法の適応には貴族・平民・奴隷の3身分を厳密に区分し、上の者に対する犯罪ほどその刑罰は重く、下の者に対する犯罪ほど軽い。この法典は古シュメール法の集大成で、以後のオリエントの法律に多大な影響を与えた。

③ アテネの民主政-ペリクレスの演説 ♀□.65

われらの政体は他国の制度を追従するものではない。ひとの理想を追うのではなく、ひとをしてわが範を習わしめるものである。その名は、少数者の独占を排し多数者の公平を守ることを旨として、民主政治と呼ばれる。わが国においては、個人間に紛争が生ずれば、法律の定めによってすべての人に平等な発言が認められる。だが一個人が才能の秀でていることが世にわかれば、無差別なる平等が一個人が才能の弱でていることが世にわかれば、無差別なる平等が一個人が才能の影響に身を起そうとも、ポリスに益をなす力をもつ人ならば、貧しさゆえに道をとざされることはない。かれら、はあくまでも自由に公につくす道をもち、また日々互いに猜疑の眼を恐れることなく自由な生活を覚受している。

〈トゥーキュディデース著、久保正彰訳『戦史(上)』岩波書店〉

基礎 ペリクレスは前431年ペロポネソス戦争第1年目の冬、戦役者 頼 の葬儀で追悼演説を行った。彼が完成へと導いたアテネ民主政 の自信と誇りをうかがわせる名演説の一説で、リンカン大統領のゲ ティスバーグ演説とよく対比される。この演説は戦没者をたたえ、か つ民主政を築いた古人や民主政体そのものもたたえている。法による市民男子の権利平等、家柄より個人の能力と貢献度の尊重、質実剛健 の尊さなどが説かれ、アテネ民主政はその絶頂期にあった。しかし彼 の死後、民主政治は衆愚政治へと転落する。

4 平民の没落ープルターク英雄伝

€ n 71

イタリアの野に草を食ふ野獣でさへも穴と寝所とを持つてゐてそれぞれ自分の休み場としてゐるのに、イタリアのために戦って死ぬ人々は空気と光の他何物も与へられず妻や子供と家もなく落著く先もなくさまよひ、しかも全権を握るが軍は戦場に於いて兵士に墳墓と神殿のために敵と戦へと励まして嘘を吐いてゐる。実はこれ程多くのローマ人が一人として父の祭壇も先祖の宗廟も持たず他人の贅沢と富のために戦つて斃れ世界の覇者と称せられながら自分自身の土地としては土塊一つないのだと述べた。

〈河野与一訳『プルターク英雄伝(十)』岩波書店〉

5 ミラノ勅令

●p.74

われらは幸いにもミラノに相会わせるとき……就中次のことを定むべきであると考えた。すなわち、われらはクリスト者[®]に対しても万人に対しても、各人が欲した宗教に従う自由な権能を与える。それは実に、天の御座にいます神格がわれらならびにわれらの支配下にある万人に対して、友好的かつ恩恵的でありえんがためである。われらは、クリスト者の礼典にもあれ、みずから自分に最適だと感じている宗教にもあれ、それらに帰依したいかなる人に対しても決して許可を拒むべきではないと考える。……それゆえ貴官は次のことを承知せられたい。すなわちクリスト者の名に関し貴官にあてられた書簡によつて規定せられたすべての命令は全部撤廃せられ……クリスト者の宗教を遵守せんとする意志あるものは、なにびとも今や正真正銘、無条件に、またなんらの不安も前倒もなくその遵守に努めうることを。……

貴官はまた爾余のものに対しても、彼らの宗教ならびに礼典の、等 しく公然かつ自由なる権能が認めらるることを承知せられたい。

〈下中彌三郎編『西洋史料集成』平凡社〉

用語解説 ①キリスト教徒

③ アショーカ王碑文

₽p.80

て大きできます。の灌頂8年^②に、カリンガ^③が征服された。15万の人びとがそこから移送され、10万[の人びと]がそこで殺害され、また幾倍か[の人びと]が死亡した。それ以来、カリンガが征服された今、天愛の熱心な法^③の実修、法に対する愛慕、および法の教誡が、[行なわれた]。これはカリンガを征服した時の、天愛の悔恨である。なぜならば、征服されたことのない[国が]征服されれば、そこに人民の殺害、または死亡、または移送があり、これは天愛にとって、ひどく苦悩と感じ、悲痛と思われるからである。……

散に、カリンガが獲得された時に、殺害され、死亡し、移送された人民の百分の1、あるいは千分の1でさえも、今や天愛にとって、悲痛と感じられる。 〈塚本啓祥著『アショーカ王碑文』第三文明社〉

●●●● ①アショーカ王のこと ②即位後8年 ③デカン高原東北部の国 ④
ダルマのことで、人間倫理の実践的規範をさす

基礎 マウリヤ朝第3代アショーカ王は即位して8年目にカリンガ国情報 を武力征服し、半島南端部を除きインド・重大陸統一を達成した。しかしみずから行った残虐行為を深く恥じ、それまでの武断政治から仏法に基づく統治理念を採用した。彼自身も深く仏教に帰依し、 方人が守るべき慈悲・信仰・善行の仏法を刻んだ摩崖や石柱を領内各地に建立させた。石柱碑は現在30本以上発見されブラーフミー文字で刻まれ、サールナートのものが有名。

② 焚書・坑儒

🖨n 91

わたくし®は史官®の取り物がう業の記録以外は、みなこれを焼き、また博士官®が職務上保存するもののほか、一般民間にある詩・書・百家の語は、これを、ことごとく郡の守尉®に提出させて、焼き払い、ことさらに詩・書を偶語®する者があれば棄市(人の集まる市場で斬殺し、屍をさらして多くの者に示す)し、古をもって今をそしる者は族滅®し、管吏で知って見逃す者には同罪を科し、命令が出て三十日以内に焼かない者はいれずみをして城旦(毎朝出て築城に役する徒刑囚)にしたいと思います。ただ医薬・ト笠・種樹の書は例外とし、もし法令を学ばうとする者があれば、吏をもって師とするようにいたしたい」と。始皇はこれを裁可した。

諸生たちは、これを聞くとたがいに罪をなすりあい、自分だけ言い逃れるとした。かくて禁令を犯したもの460余人を、みな咸陽で穴埋めにして天下に知らせ、のちの懲らしめとした。

〈司馬遷著、小竹文夫・武夫訳『史記 1 本記』筑摩書房〉

(申事課金) ①丞相(行政長官)の李斯をさす ②記録担当官 ③教学担当官 ④守は 地方の行政長官、尉は軍事長官 ⑤向かい合って話すこと ⑥一族を警殺しにする

基 礎 李斯の建言に基づき始皇帝が行った思想統制が焚書・坑儒であ情報 る。前213年医薬・下苔・農事などの実用書を除くすべての書物を焼き払ったのが焚書。翌年儒者を捕らえ、その460余人を歳陽で

管理めし殺害したのが坑儒。この史料は「史記」記載の内容だが、統一後も蓁が法家に基づく徹底した上からの強圧的統治を行ったことがわかる。この事件は後世儒家の立場から粉飾誇張して喧伝されたとの指摘もある。

③ 九品官人法(九品中正)

n.98

魏の文帝は初めて九品中正の法を定めた。都邑には小中正®を設け、州には大中正を設けた。小中正は品®によって人才をランクづけて大中正にたてまつった。大中正はその実を核して司徒にたてまつり、司徒は再び核して、その後、尚書に付して選用させた。……中正が品する所の高下を見なさい。……真に、いわゆる「上品に寒門®なく、下品に世(勢)族®なし」であって、高門・華閥には世及の栄え®はあっても、庶姓寒人®には寸進の路®もない。選挙の弊はここに至っても、庶姓寒人®には寸進の路®もない。選挙の弊はここに至っても、た姓寒人®には寸進の路®もない。選挙の弊はここに至っても、た姓寒人®には寸進の路®もない。選挙の事はここに至っても、た姓寒人®には寸進の路®もない。選挙の事はここに至っても、た姓等は、今世事のようなが、後、後間はな家柄 ④権勢のある家柄 ⑤立身出世の栄養 ⑥貧しい庶能 ⑦出世の道

基礎 三国の魏から始まり各王朝に継承された九品中正法は、漢の郷 学里選の法を改善し、広く人材を登用し皇帝権力の強化を図った管吏登用制度。しかし「上品に寒門なく、下品に世族なし」の言葉どおり、有力豪族が上級官職を独占するようになり、豪族の貴族化といわゆる門閥化を生み出す結果となった。その弊害はいよいよ深刻となり、これに終止符を打ったのが、598年隋の文帝が始めた選挙(未以降の科挙)である。

9 両税法

●p.104

[楊]炎はそこで奏対して、その弊を懇ろにいって、そこで願って両税法をつくった。……およそ、百役の費も一銭の飲むも、まず、その数を度って人に賦し、出ずるを量って入るを制する。ようにする。戸には主客のなり、見居の簿とし、人には丁中なく、資富を差をする。……税は秋夏にこれを両徴のする。俗に不便があれば、これを正す。その租庸・雑徭はすべて省いて、丁額は廃さない。出入りを申報することは旧式のようにやり、その田畝の税は、太暦14年の墾田の数を[基]準としてこれを均しく徴する。夏税は6月をこえることなく、秋税は11月をこえてはならない。

〈木村尚三郎監修『世界史資料』東京法令出版社〉

電子の ① たくさんの 役 ②少しの 徴収 ③ 支出を計って収入を決定する ④ 主戸(土着の戸)と客戸(他所から寄留した戸) ⑤ 現住所 ⑥ 2度に分けて徴収する

基礎 均田農民の流民化が激しくなり、本籍地課税の租庸調制や雑徭 簡報 (地方官庁による労役)の実施は困難を極めた。そこで宰相の教養 後は780年に新税制の両税法を徳宗に建議した。均田制を完全放棄 し、土地の私有制を認め、単税主義、現地課税主義、資産への累進課税、夏秋2回の徴収、銭納の原則などを柱にする画期的な内容をもつ。この税制は宋、元そして明の一条鞭法の改革(16世紀後半)まで長く継承されていった。

10 法顕著『仏国記』

⊅p.99

ここにおいて商人の大船に乗り、海に浮かんで西南行した。冬の初めの信風[季節風]を得て、昼夜14日で師子国[®]に到った。かの国の人がいうには、(タームラリプティ国[®]から師子国まで)相去ることおよそ700[®] がであるという。……

その国(耶婆提国[®])は外道、バラモンが盛んで、仏法は言うに足らない。この国にとどまること5ヵ月、また他の商人に従って(船にのった)。大船上はまた200人ばかり(の人がのり)、50日分の食料を用意した。4月16日に(この国を)出発し、法顕は船上で安居した。……

商人たちは話し合って、「いつも行く時は、まさに50日で広州に

達するものだ。いまはもう50日を大分過ぎている。恐らく大分 違った所に来ているだろう」と言った。

〈歴史学研究会編『世界史史料3』岩波書店〉

御事深 ①スリランカ ②ガンジス川河口の国 ③距離の単位 ④ジャワ島西南部の国

基礎 渡印僧として有名な東普の法頭は60歳を過ぎてこの大旅行(399 情報 ~413年)に挑んだ。往路は長安を出発し陸路で苦難の末、グプタ朝チャンドラグプタ2世治下のパータリプトラに至り、戒律の原典を入手し、スリランカに渡り、帰路は海路で帰国した。前後約15年の旅行をまとめた記録「仏国記」は当時の西域・インド・南海諸国の事情を伝える貴重な文献であり、掲載している史料文から季節風貿易に対する信頼度の高さがうかがえる。

🛈 杜甫著『戦車のうた(兵車行)』

車はがらがら、馬はひぃーんひぃーん。出征兵士はめいめい弓と矢を腰につけている。おとっつぁんもおっかさんも妻も子も走りながら見送り、たちこめる士ぼこりは蔵陽の大橋をおおいかくす。見送る人々は兵士の上衣を引っぱり足ずりしつつ道に立ちはだかって泣き叫び、その泣き叫ぶ声はまっすぐに立ち上って大空をも付き刺さんばかりだ。……

あるものは15のころから黄河上流の地に防衛のために出かけていたが、そのまま40になった今でも西方に屯田兵として行かねばならぬ。前に出かけたときには重長が彼のために鉢巻をしてくれたのであったが、頭がまっ白になって帰ってきてもまたもや国境の守備に赴かねばならぬ。

国境地帯では流された血しおが海水のように溢れているというのに、わが皇帝陛下の国境を開拓しようとのみ心はまだおやみになりそうもない。諸君は聞かぬか、漢の国家の山東地方の二百州においてはどの村もどの里も雑草ばかりが生い茂っているということを。

ほんにそうとわかったぞ、男の子を生むことは損であり、かえって女の子を生むことこそよいということを。なるほど女を生めばまだしも近所に嫁にやることもできようが、男を生めば雑草ともどもに地に行ち果ててしまうだけだ。

諸君は見ないか、あの青海のあたりでは、むかしから白骨をばとり片づけるものもなく、新しい亡霊どもはもだえうらみ、古い亡霊どもは泣き叫び、天の曇り雨の湿るときに、しくしくと泣き声をたてているのを。 (黒川洋一編『杜甫詩選』岩波書店)

基礎 均田農民は過酷な税負担や労役に苦しむが、いちばんの負担は 簡報 府兵制に基づく兵役であった。この杜甫の代表作は8世紀前半 開元の治といわれた安宗皇帝時代に雲南地方に徴兵された農民と残された家族の悲惨さを見事に描写している。やがて農民たちは兵役逃れのために、逃亡し流民となったり、みずから手足を切断(福手・福足とよんだ)したり、男児が生まれても女児としてにせの出生届けを出すなどのさまざまな抵抗を行った。

12 澶淵 の盟

Sn 107

契丹皇帝は誰んで書を宋の皇帝のもとに呈出します。我が国と貴国とは、ともに軍事行動を停止することを議し、また通好を論じました。さらに恵みを承け特に警書に示し、風土にめぐまれた貴国から、軍旅の費の補助として毎年絹20万定・銀10万両を贈与していただくことになりました。……沿辺の州軍は互いに境界を守り、両国の人民は互いに越境することがないようにします。……この盟約に背くようなことがあれば、よく国を保つことはできず、天が災いを下すでありましょう。私は不才ではありましても、あえてこの盟約に遵うことを誓います。 (木村尚三郎監修『世界史資料』東京法令出版社)

用語解説 ①河南省北部黄河北岸の「澶州」の古名

基礎 モンゴル系キタイ(契丹)人の建てた遼(キタイ帝国)は渤海を滅情報 ばし遼東を支配し、五代の後普の建国に際し熱雲十六州を獲得した。その後も宋は遼の圧迫を受け、外交交渉の結果1004年にこの屈辱的盟約が成立した。内容は主に次の3点からなる。①毎年宋から絹と銀を遼に贈る②宋を兄、遼を弟とする③両国の国境を画定し貿易場を設ける。この盟約は宋が金と同盟し遼を討伐するまで守られ、約120年間両国の和平が維持された。

B 科挙

₽p.105

金持ちになるに良田を買う要はない本のなかから自然に千石の米がでてくる安楽な住居に高堂をたてる要はない本のなかから自然に黄金の家がとび出す外出するにお伴がないと歎くな本のなかから車馬がぞくぞく出てくるぞ妻を娶るに良縁がないと歎くな本のなかから玉のような美人が出てくるぞ男児たるものひとかどの人物になりたくば経書をば辛苦して窓口に向かって読め

これではまるで勉強をすすめるのに、美人や財産を館にして誘惑するようなものだと、古来非難の的にされた歌であるが、それだけまた有効な勧学の手段であったにはちがいない。

〈宮崎市定著『科挙』中央公論社〉

基礎 藩鎮勢力などの武人政治を打破すべく、文治主義を掲げ君主独情報 裁体制の確立を目指した宋は、有能な文官登用を積極的に進めた。新たに皇帝による直接試験の「殿武」が追加されたことで科挙は制度面で完成を迎えた。国を挙げて実施した史上最大規模のペーパーテストで、合格は至難の業といえるが、合格すれば立身出世による富と名声が約束された。史料は真宗皇帝の作といわれ、遊びたい盛りの子どもたちを美人や財産を餌に受験勉強に向かわせようとする意図がよく表れている。

ジパング[日本国]は、東のかた、大陸から1500マイルの大洋中にある、とても大きな島である。住民は皮膚の色が白く礼節の正しい優雅な偶像教徒であって、独立国をなし、自己の国王をいただいている。この国では至る所に黄金が見つかるものだから、国人は誰でも莫大な黄金を所有している。この国へは大陸から誰も行った者がない。商人でさえ訪れないから、豊富なこの黄金はかつて一度も国外に持ち出されなかった。右のような莫大な黄金がその国に現存するのは、全くかかってこの理由による。……

この国王の一大宮殿は、それこそ純金ずくめで出来ているのです ぞ。我々ヨーロッパ人が家屋や教会堂の屋根を鉛板でふくように、 この宮殿の屋根はすべて純金でふかれている。したがって、その値 打ちはとても評価できるようなものではない。

〈愛宕松男訳『完訳東方見聞録2』平凡社〉

基礎 「世界の記述」(「東方見聞録」)はヴェネツィア出身の商人マルコー 報 ポーロが1298年ジェノヴァで捕らえられたとき、獄中で語った 東方旅行の見聞談を同じ人の友人ルスティケロが筆録したもの。後に 出版され、西欧人の東洋への関心を大いに喚起する歴史的書物となった。日本に関するこの一説が「黄金の島ジパング」としてヨーロッパに 広まり、アジアへの幻想をさらに植え付けた。コロンブスのアジア航海の重要な動機にもなったことは有名である。